

下関市立大学クライミング場使用規程

平成19年4月1日

規程第72号

(趣旨)

第1条 この規程は、下関市立大学厚生・体育施設等運営委員会規程（平成19年規程第70号）第2条第2項の規定に基づき、学生と職員（法人、学内団体の役員・職員を含む。以下同じ。）の福利厚生及び学園生活の向上に資するために設置される下関市立大学クライミング場（以下「クライミング場」という）の使用に関し必要な事項を定める。

(使用日)

第2条 クライミング場の使用日は、1月4日から12月28日までとする。

2 第9条に規定する管理運営責任者（以下「管理運営責任者」という。）は、必要と認めるときは、前項の使用日を変更し、又は臨時に閉場日を定めることができる。

(使用時間)

第3条 クライミング場の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 管理運営責任者は、必要と認めるときは、使用時間を変更することができる。

(使用資格)

第4条 クライミング場を使用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 学部長が行う技術検定会において認定を受けた者
- (2) 学部長が行う技術検定会及び講習会に参加する者
- (3) その他学部長が特に認める者

(使用申請及び許可)

第5条 クライミング場を使用しようとする者は、別に定める使用許可願、誓約書、使用資格認定書（写し）を学務グループ学生支援班（以下「学生支援班」という。）に提出して、管理運営責任者の許可を得るものとする。

2 前項の申請は、原則として使用予定日が属する月の前月1日から受け付けるものとする。

3 クライミング場の使用許可は、2名以上からなり、構成員全員が前条に規定する資格を有する団体にのみ与えられる。

4 前項の団体に18歳未満の者が含まれる場合は、当該者の安全を十分確保できる資格認定を受けた18歳以上の者が随伴していなければならない。

(使用者の義務)

第6条 クライミング場の使用者（以下「使用者」という。）は、別に定める「クライミング場使用心得」を遵守するとともに、管理運営責任者の指示に従わなければ

ばならない。

- 2 クライミング場の登はんに必要な用具等は、使用者が用意するものとする。
- 3 クライミング場使用中に事故が発生したときは、使用者はすみやかに適切な処置をとるとともに、遅滞なく管理運営責任者に報告しなければならない。
- 4 施設の管理上の瑕疵に起因する事故以外の責任は、すべて使用者に帰するものとする。
- 5 使用者は、故意又は過失によりクライミング場を毀損し、又は滅失させたときは、すみやかに管理運営責任者に報告し、それによって生じた損害を賠償しなくてはならない。

(許可の取消、使用の禁止)

第7条 管理運営責任者は、使用者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) この規程に違反したとき、又は違反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 届出書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 使用許可事項又はこれに付された条件に違反したとき。

2 前項の規定による処分によって生じた使用者の損失については、大学は賠償責任を負わないものとする。

(鍵の管理・授受)

第8条 クライミング場出入口の鍵は、学生支援班（学生支援班職員の勤務時間外は警備員とする。以下この条において同じ。）が管理する。

- 2 使用者は、クライミング場使用にあたっては学生支援班に使用許可書及び使用資格認定証を提示し、鍵を借り受けるものとする。
- 3 使用者は、クライミング場の使用が終了したときは、清掃、整理の後出入口の施錠を確認し、前項の鍵を学生支援班にすみやかに返却しなければならない。

(管理運営責任者等)

第9条 クライミング場の管理運営責任者は学部長とし、その管理に関する事務は学生支援班が行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほかクライミング場の使用に関し必要な事項は、管理運営責任者が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。